

## 議会交際費支出基準

### 1 趣旨

この基準は、市政の円滑な執行を図るため、議会を代表して対外的に交渉する議長、副議長及び各常任委員会委員長並びにこれらの代理として当該交渉を行う者の社会通念上必要と認められる交際上の経費（以下「交際費」という。）の支出について必要な事項を定めるものとする。

### 2 支出区分等

交際費は、交際上必要と認められる相手方（社会通念上妥当と認められるものに限る。）に対し、憲法、地方自治法、その他の法令に従い、社会通念上儀礼の範囲内の額を支出するものとし、その支出区分等は次の表のとおりとする。ただし、これによりがたい事例が生じた場合は、市政への関わりを総合的に勘案しその都度決定するものとする。

支出区分	支出内容	支出額	摘要
会費	個人又は団体(市の業務の請負を行うものを除く)が催す祝事、記念行事、総会、祝賀会等に対する会費	案内状等に記載された額。ただし会費の明記がない場合は、行事等の内容を勘案し 10,000 円以内とする。	国会議員、地方公共団体の議会の議員（候補者を含む。）にある者及び政治団体等の出陣祝い、当選祝い、就任祝い、政治資金パーティー等に対しては支出しない。ただし、叙勲・褒章等の受章祝賀会や公職（大臣・議長等）の就任祝賀会等社会通念上妥当と認められるものについてはこの限りではない。
祝儀	個人又は団体(市の業務の請負を行うものを除く)が催す祝事、記念行事、総会、祝賀会等に対するお祝い	社会通念上妥当と認められる額	(1)結婚祝金は支出しない。 (2)市が補助金を交付している団体には支出しない。 (3)市または市が事務局となっている実行委員会が催す行事等には支出しない。 (4)各校区、地域主催の諸行事に出席の場合は、挨拶にとどめ祝儀は支出しない。 (5)スポーツ大会及び文化芸能行事（チャリティ等公益性の高いものを除く）に出席の場合は、挨拶にとどめ祝儀を支出しない。 (6)会費の項摘要の欄を適用する。
弔慰	市行政関係者等及びその親族の葬儀等に対する生花、香典等	別表のとおり	初盆のご供物またはご仏前については支出しない。
渉外用贈答品等	市政の発展に寄与すると認められる個人又は団体との協議を行うに当たり、持参する記念品等	社会通念上妥当と認められる範囲内の記念品又は贈呈品	換金可能なものの使用は控えることとする。
見舞	病気、事故等に対する見舞い	社会通念上妥当と認められる額	公職者等へ支出することが公益上認められるもの
その他	上記のほか市政の発展に寄与すると認められる個人又は団体(市の業務の請負を行うものを除く)への支出(記念品又は贈呈品での対応を含む。)及び議長が事務局と協議し特に必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額又は記念品、贈呈品	

## 弔慰支出基準

種別	本人		親族		備考
	弔電	生花	弔電	生花	
市議会議員	○	○	○	○	
元議員	○				
市職員	○				
市政功労者	○				
その他	その者の功績、市への貢献度等を考慮してその都度決定する				

- 議員死亡の場合、全議員通知及び庁内マイク放送、議長弔辞、正副議長及び各会派弔電、次回定例会において議長報告、黙祷、追悼演説、弔詞及び議席に花束
- 生花は、15,000円以内（1段もの）を標準とする。  
※ 親族については、配偶者、実父母、子とする。